

おおぶ男女共同参画プランⅥ

さんかく！おおぶ



令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

大府市
令和3年3月

はじめに

近年の更なる少子高齢化や家族形態の多様化などに加え、令和2年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による新しい生活様式の導入など、社会環境は急激に変化しています。このような中、市民がいきいきと健やかな生活を送るためには、一人ひとりがその個性と能力を発揮し、家庭や職場、地域で活躍できる男女共同参画社会を実現していく必要があります。



国においては、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行し、政治・経済分野における男女間不均衡の是正に取り組むとともに、長時間労働など従来の働き方を見直す「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」を推進しています。

本市においては、平成7年に「大府女性行動プラン」を策定し、平成15年に「おおぶ男女共同参画推進条例」を制定しました。その後も社会環境の変化に対応するようにプランの改定を重ねてまいりました。また、平成30年には「イクボス宣言」を大府商工会議所と共同して行い、同時に市長として、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同するなど、様々な施策を実施して男女共同参画を推進しております。

このたび策定しました「おおぶ男女共同参画プランⅥ」では、政策決定や職場における女性の活躍や、仕事と介護の両立、また、男性の家事・育児への参画促進などを重点施策として掲げており、本プランの5つの基本目標達成に向けて計画的に推進していきたいと考えております。

多様な働き方、生き方を選択し、その個性と能力を発揮できる「健康都市おおぶ」を築いていけるよう、市民、事業者、教育関係者の皆様とともにプランを実行していきたいと思っていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、このプランを策定するにあたり、ご尽力いただきました、大府市男女共同参画審議会委員を始めとする市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

大府市長 岡村 秀人

おおぶ男女共同参画プランⅥ策定にあたり

大府市男女共同参画審議会は市長の諮問を受け、大府市が進める男女共同参画施策がさらに力強く推進されるよう「おおぶ男女共同参画プランⅥ」の改訂に関して審議を重ね、ここに完成となりました。

大府市が男女共同参画を推進する計画として、最初に策定されたものが、「大府女性行動プラン」であり、早いものでそれから 25 年の月日が経過しました。現在は、時代も変わり、年号は平成から令和へとなり、社会が変化すると共に、人々の生活にも男女共同参画の意識が浸透してきています。

大府市は他市よりいち早く、男女共同参画に取り組んでおり、各施策を計画的に推進してきたことで、市民、企業、学校へとその意識が広がっていると感じております。これからも、一人ひとりの市民が共同参画についてさらに自覚を強め、家庭生活や、社会生活などで、男性と女性が今まで以上に手を取り合って暮らして行けることを望むものです。

令和 2 年は、誰も予想できなかった新型コロナウイルス感染症の広まりという事態に直面して、日常生活から仕事まで、全ての場面で新しい生活様式が求められております。そのことにより、男女が家庭にいる機会が多くなり、お互いの立場を認め合い、理解し合うことで、さらに男女共同参画の力が湧き出してくれば、ありがたく思います。

終わりにあたり、本計画策定に対して、多くの時間と労力を注いでくださった大府市男女共同参画審議委員会委員の皆様、そしてパブリックコメントに協力してくださった市民の方々に、厚くお礼申し上げます。

改訂された「おおぶ男女共同参画プランⅥ」により、大府市の男女共同参画施策が今迄以上に強く遂行されることを願う次第です。

令和 3 年 3 月

大府市男女共同参画審議会
会長 池田逸夫

大府市男女共同参画助言者 挨拶

今年は新型コロナウイルス感染症の拡大で、大変な年になりました。この災禍はまだまだ続きそうな気配で、社会・経済は大きな変化の時を迎えています。このような局面にあって、大府市の共同参画社会に向けた取り組みに影響を与えそうな変化も見られます。

現在、人々の働き方にはいろいろな変化が現れています。その最たるものは、出社せず情報通信機器を通じて勤務する、テレワークといわれる働き方です。この働き方は、いくつかの企業では以前から導入されていましたが、4月の緊急事態宣言を機に、急速に広がりました。

テレワークに関しましては、いろいろなご意見があります。特に、労働時間の短縮につながらない、仕事時間と家事・育児などの時間とのけじめをつけにくい、コミュニケーションをとりにくいなどの問題が指摘されています。

テレワークを労働時間の短縮や仕事と家庭との両立に結び付けるためには、短い時間で効率的に仕事ができるような工夫や、仕事にかけた時間よりも成果に重きをおくような評価方法の導入が必要です。今は、企業にとって業務の効率化や評価方法の見直しなどに取り組む良いチャンスです。

さらに、テレワークを在宅勤務に限定せず、仕事場所や労働時間の多様化・柔軟化へと広げていってはいかがでしょうか。情報通信技術を活用すれば、企業での決められた労働時間に決まった場所で働けない人たちも少しずつ仕事に携わることができるかもしれません。職場のコミュニケーションも、場合によっては今まで以上に進むのではないのでしょうか。

最近では、家の換気や掃除をこまめに行う人が多くなったと聞きます。また、家で調理をする機会も多くなっています。家事や家庭の大切さに気づき、また家事の楽しさを覚えた人も少なくないはずで、これを機会に、家事を主婦一人が担うのではなく、家族全員で少しずつ分担するやり方に変えたいものです。

新型コロナウイルス感染症の影響といいますと、悪い面ばかりに目が行きますが、考え方によっては、社会を良い方向に変えていくきっかけもあるかと思えます。大府市は他の地域に先駆けて、共同参画社会に向けたさまざまな施策を行ってきました。大府市が、これまでの取り組みの成果の上に立ち、さらなる変革を強力に推進していくことを希望します。

令和3年3月

大府市男女共同参画審議会

助言者 岸 智子

(南山大学 教授)

目 次

第1章 プラン策定の背景と本市の現状 1

- 1 国及び愛知県の動向 2
- 2 本市の動向 2
- 3 本市の男女共同参画に関する現状 3

第2章 プラン策定の基本的な考え方 11

- 1 プラン策定の趣旨 12
- 2 プラン推進のための基本理念 13
- 3 目指すまちの姿と基本目標 13
- 4 プランの計画期間 13
- 5 プランの位置付け 14
- 6 施策の体系 15
- 7 推進体制 16

第3章 プランの内容 17

基本目標 1 政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍 18

現状と課題 18

施策の方向（1）市政運営への女性の参画拡大 19

施策の方向（2）地域活動での女性の活躍促進・・・・・・19

基本目標 2 男女共同参画に資する意識改革・・・・・・20

現状と課題・・・・・・20

施策の方向（3）男女共同参画意識の啓発・・・・・・21

施策の方向（4）男女平等と自立を目指す学校教育・・・・・・21

施策の方向（5）男女共同参画についての学習の場の提供・・・・・・22

基本目標 3 仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍・・・・・・23

現状と課題・・・・・・23

施策の方向（6）ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・25

施策の方向（7）職場における女性の活躍促進・・・・・・26

施策の方向（8）仕事との両立のための子育て支援策の充実・・・・・・26

施策の方向（9）仕事との両立のための介護支援策の充実・・・・・・27

基本目標 4 生涯を通じた女性の健康づくりと男女の性の理解、尊重・・・28

現状と課題・・・・・・28

施策の方向（10）生涯を通じた女性の健康づくり・・・・・・29

施策の方向（11）男女の性の理解と尊重・・・・・・29

基本目標 5 DVの防止と女性に対するあらゆる暴力の根絶・・・・・・30

現状と課題・・・・・・30

施策の方向（12）DV相談体制の充実と相談窓口の周知・・・・・・31

施策の方向（13）DV被害者の安全確保と自立支援の充実・・・・・・31

施策の方向（14）DV及び女性に対する暴力防止の啓発・・・・・・・・・・ 32

DVに関する支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

施策の進捗状況を表す指標及び目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

資料編・・ 37

1 男女共同参画に関する出来事（年表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

2 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・ 45

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 53

5 おおぶ男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

6 大府市男女共同参画審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

7 大府市男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

8 大府市女性登用推進要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

9 大府市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

10 おおぶ男女共同参画プランⅥ策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

11 大府市男女共同参画審議会への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

12 大府市男女共同参画審議会からの答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

第1章

プラン策定の背景と本市の現状

1 国及び愛知県の動向

国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」を策定以来、改定を重ね、現在は平成 27 年に策定の「第 4 次男女共同参画基本計画」に基づいた男女共同参画社会の実現への取組が行われています。平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を制定し、女性の活躍加速に向けて施策を着実に展開しています。また、婚姻年齢の男女統一や性犯罪の法定刑見直しなど男女共同参画に関わりの深い制度改革の動きも活発化しています。

愛知県では、国の動きを踏まえて、平成 13 年に「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、平成 14 年には「愛知県男女共同参画推進条例」を施行しました。平成 28 年に策定した「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」においては、「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」の 3 つを重点目標として、数値目標を設定しながら取組を進めています。

2 本市の動向

本市では、平成 7 年に「大府女性行動プラン」を策定し、平成 11 年に「おおぶ男女共同参画プラン」へと刷新し、平成 15 年には「おおぶ男女共同参画推進条例」を制定しました。その後も、改定を重ねながら、「性別による固定的役割分担意識の解消」と「性別に関わりなく個性と能力を発揮できる」社会を目指してきました。石ヶ瀬会館「ミューいしがせ」（以下「石ヶ瀬会館」という。）を男女共同参画の拠点施設と位置付けて、講座や相談事業を実施しています。様々な市民団体、事業者、教育関係者と協働して、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めており、その一つとして、平成 30 年には、「イクボス宣言」や「あいち女性の活躍促進宣言」をしています。

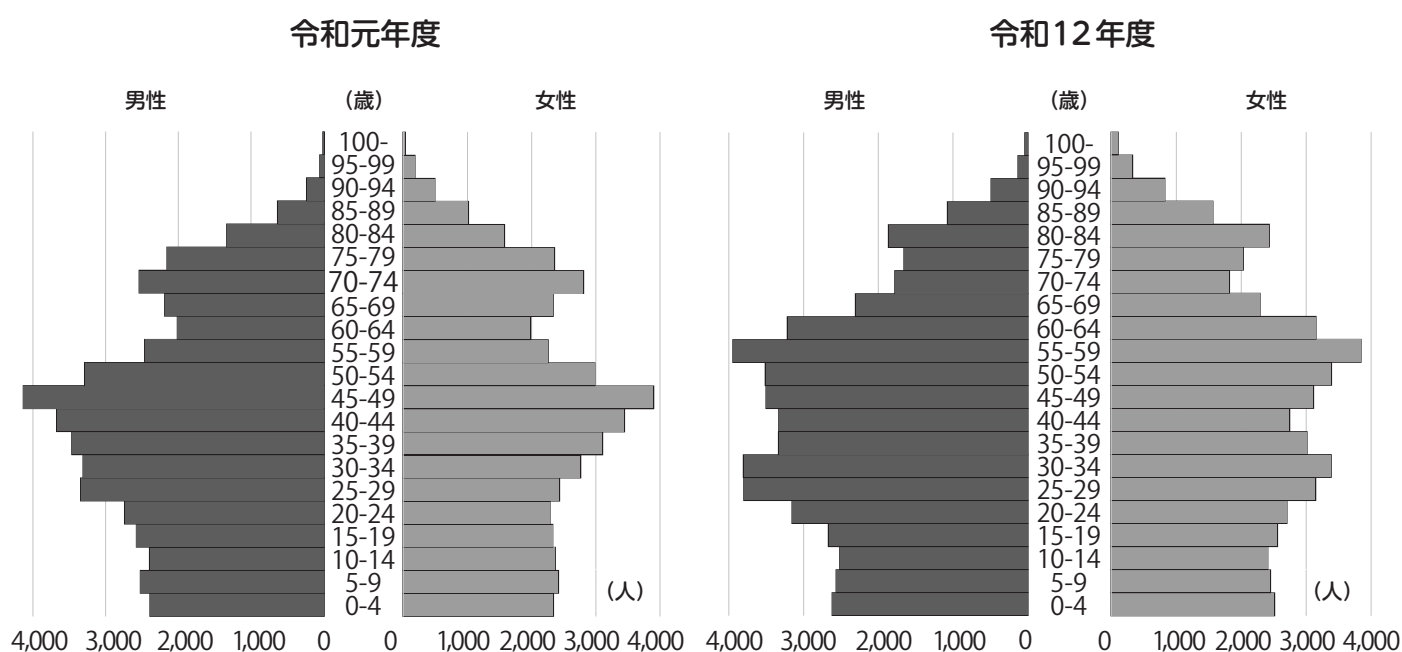
3 本市の男女共同参画に関する現状

本市の状況を表すデータや男女共同参画施策に関するデータについて掲載します。各データは、男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市男女共同参画調査」という。）をはじめとした調査等に基づいています。

人口

本市の人口は、今後しばらくは緩やかに増加し続け、とくに50歳代後半から60歳代前半と80歳代以上において大きく増える見通しとなっています。

【図表①】年齢階層別人口（大府市推計）



政策・方針決定過程における女性の参画

本市では、大府市女性登用推進要綱に基づいて、女性又は男性のいずれか一方が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めていますが、令和2年4月現在、女性登用率は35.5%となっています。

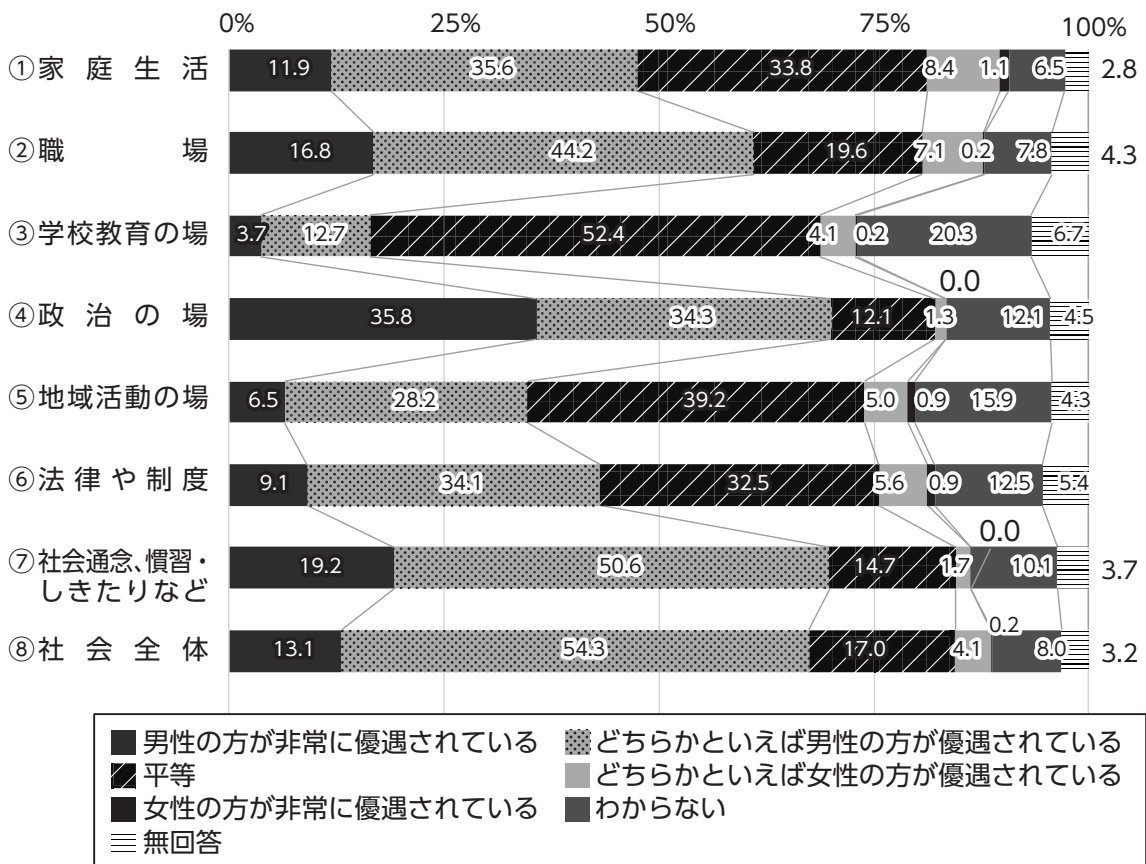
【図表②】審議会等（法令・条例設置）委員の女性登用率（各年4月現在、国は9月現在）

	年度	全体(人)	男性(人)	女性(人)	女性登用率(%)
国	平成26年度	1,854	1,198	656	35.38
	令和2年度	1,848	1,095	753	40.75
愛知県	平成26年度	868	549	319	36.75
	令和2年度	941	564	377	40.06
大府市	平成26年度	290	197	93	32.07
	令和2年度	338	218	120	35.50

男女の地位の平等感

④政治の場、⑦社会通念、慣習・しきたりなど、⑧社会全体において、「男性の方が優遇されている」との回答が約7割を占めています。一方、③学校教育の場においては、半数以上が「平等」と回答しています。

【図表③】 現代社会において、各分野で男女の地位はどのようになっていると思いますか。
(令和元年 市男女共同参画調査)

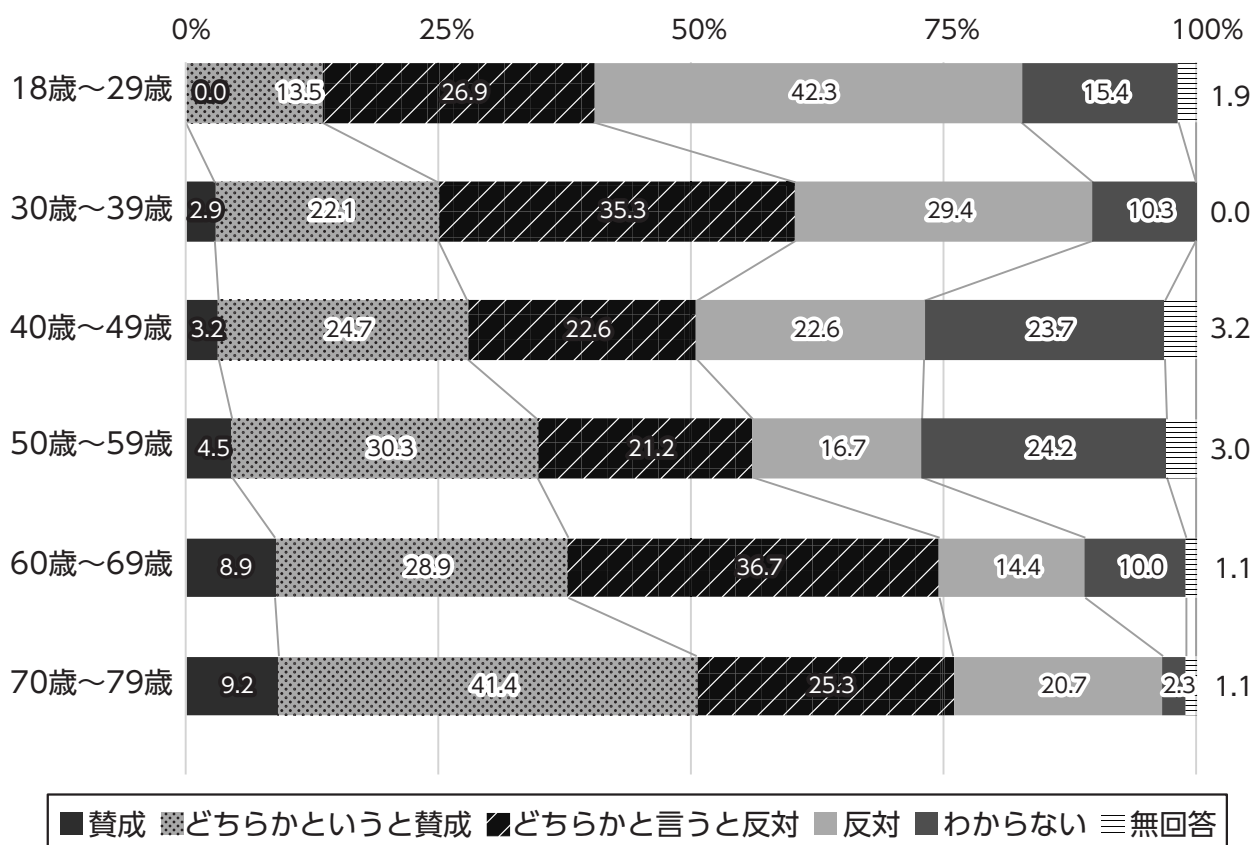


固定的性別役割分担意識

前回調査とほぼ同様となっており、固定的性別役割分担意識の解消は進んでいない状況です。また、高齢となるにつれ、その意識が強い傾向にあることが分かります。

【図表④】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか。
(令和元年 市男女共同参画調査)

比較		賛成又はどちらかという賛成		反対又はどちらかという反対		わからない		回答なし	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
比較	大府市（令和元年度）	33.0%		51.3%		14.0%		1.7%	
	大府市（平成25年度）	34.0%		52.2%		12.8%		1.0%	
	国（令和元年度）	35.0%		59.8%		5.2%		-	
性別年齢別	全体	39.7%	28.0%	42.2%	58.0%	14.6%	13.6%	3.5%	0.4%
	10・20歳代	25.0%	3.6%	50.0%	85.7%	20.8%	10.7%	4.2%	0.0%
	30歳代	34.7%	20.0%	56.5%	68.9%	8.7%	11.1%	0.0%	0.0%
	40歳代	26.9%	28.8%	39.0%	50.0%	29.3%	19.2%	4.9%	1.9%
	50歳代	35.5%	34.3%	32.3%	42.9%	25.8%	22.9%	5.6%	0.0%
	60歳代	48.7%	28.6%	43.9%	57.2%	4.9%	14.3%	2.4%	0.0%
	70歳以上	59.0%	43.7%	38.4%	52.1%	0.0%	4.2%	2.6%	0.0%



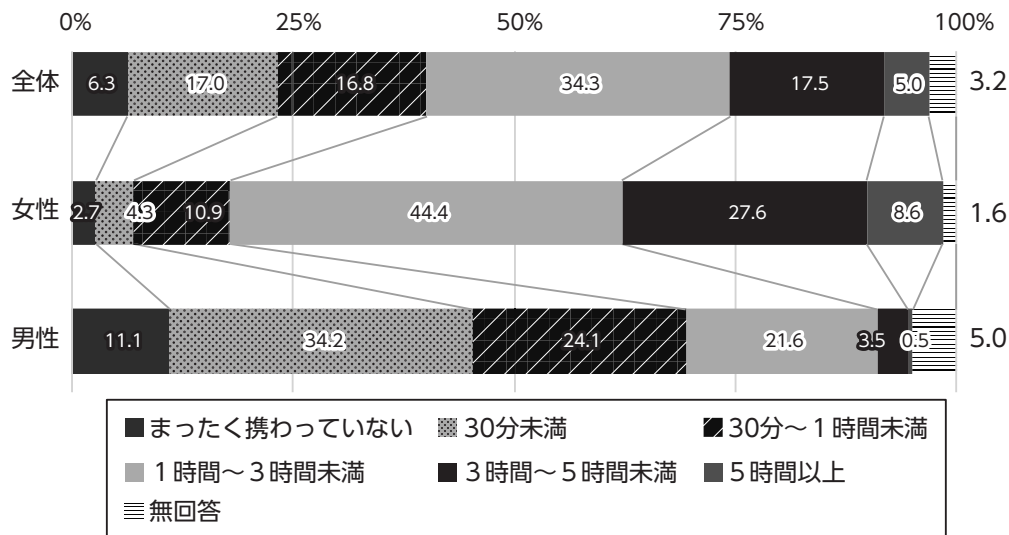
表では年齢別かつ性別の結果を示していますが、グラフでは年齢別（全体）の結果を示しています。

家事時間

女性は「1時間～3時間未満」、「3時間～5時間未満」と回答する人で約7割を占めるのに対し、男性は「まったく携わっていない」、「30分未満」、「30分～1時間未満」と回答する人で約7割を占めています。

【図表⑤】 平日に家事に携わる平均的な時間はどのくらいですか。

(令和元年 市男女共同参画調査)

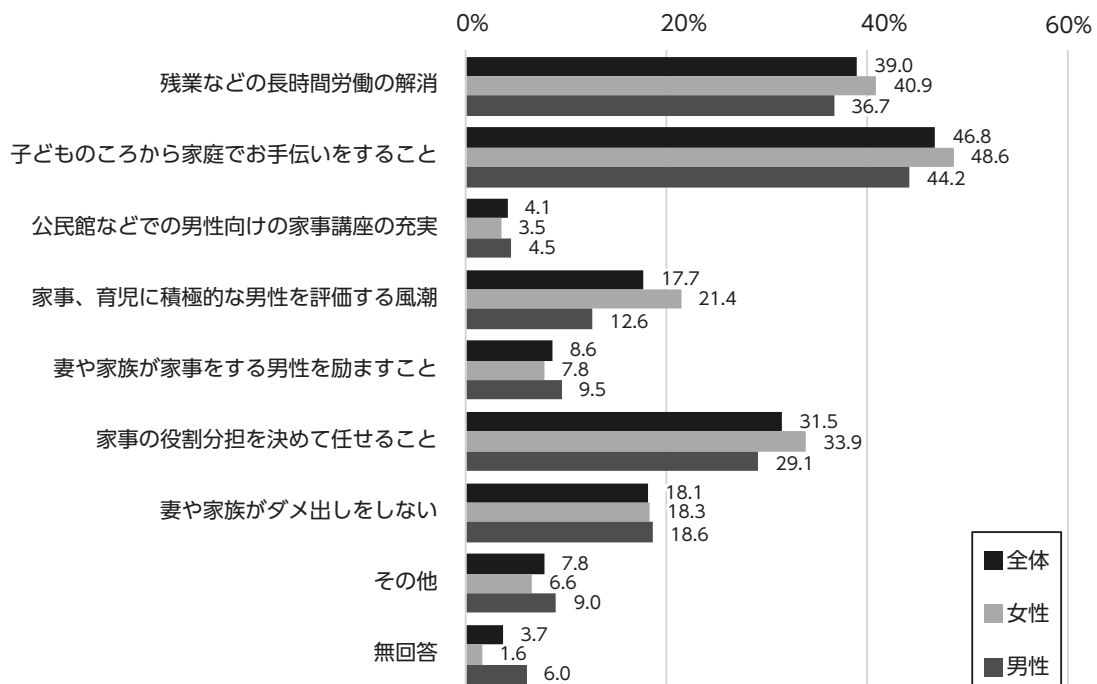


男性の家事参画

「子どものころから家庭でお手伝いをする事」が46.8%と最も多く、次いで「残業などの長時間労働の解消」、「家事の役割分担を決めて任せること」が大切だと思う人が多い結果となっています。

【図表⑥】 男性が積極的に家事に取り組むためには、何が大切だと思いますか。(複数回答)

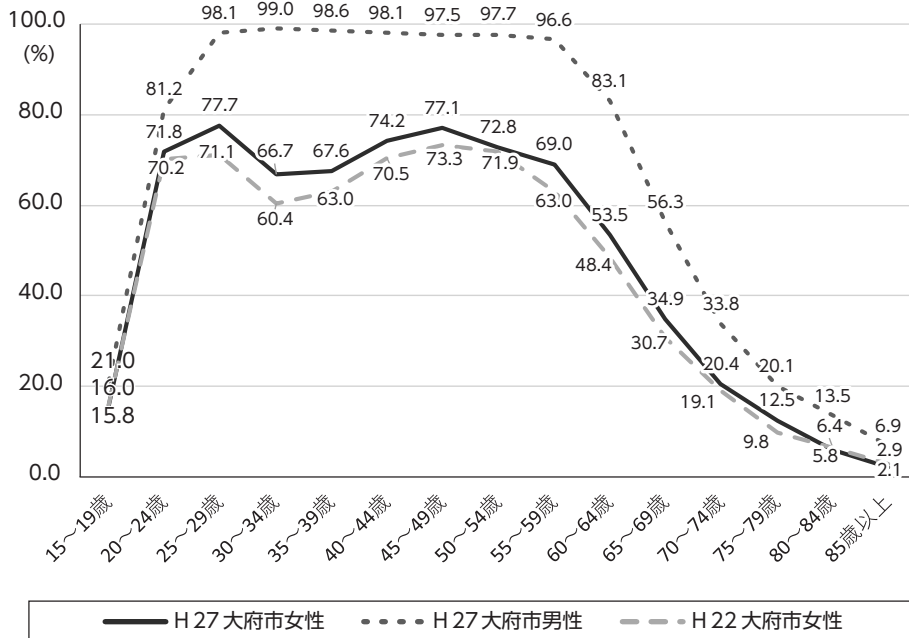
(令和元年 市男女共同参画調査)



女性労働力率

結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが緩やかになってきています。

【図表⑦】 大府市における男女別年齢階級別労働力率（平成 27 年 国勢調査）

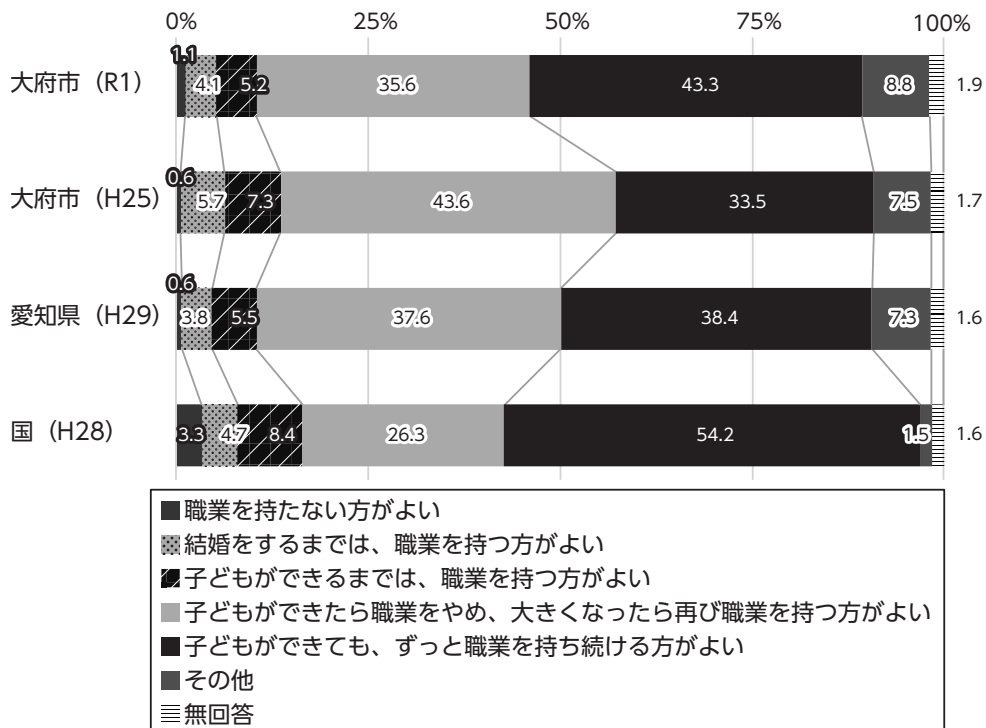


性別と職業

前回調査と比較し、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した割合が増加しました。

【図表⑧】 女性が職業を持つことについて、どうお考えですか。

(令和元年 市男女共同参画調査)

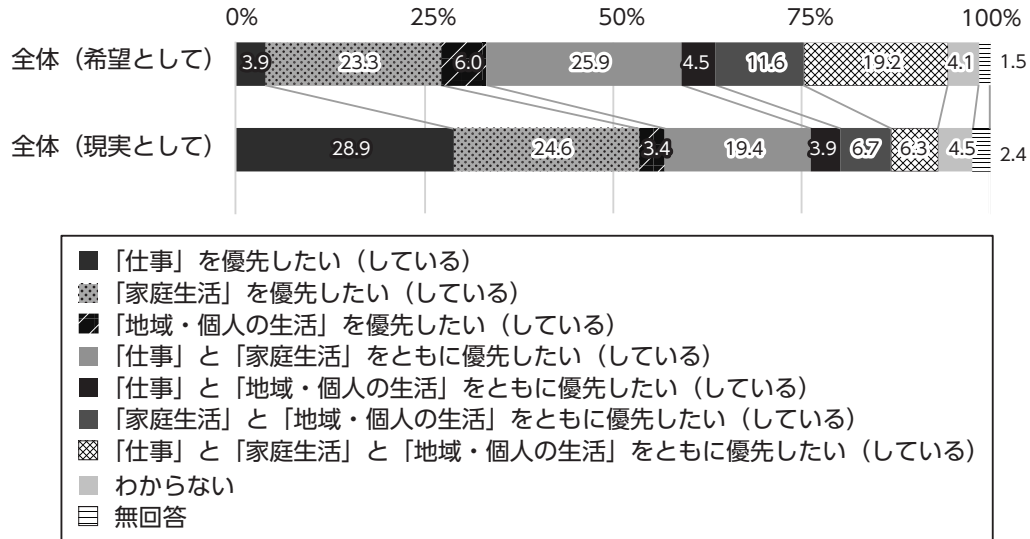


ワーク・ライフ・バランス

希望と現実にギャップがあり、現実として仕事を優先してしまう人が多いです。

【図表⑨】 生活の中で「仕事」、「家庭生活（家事、子育て、介護）」、「地域・個人の生活（地域活動、学習、趣味、人付き合い）」について何を優先しますか。

(令和元年 市男女共同参画調査)

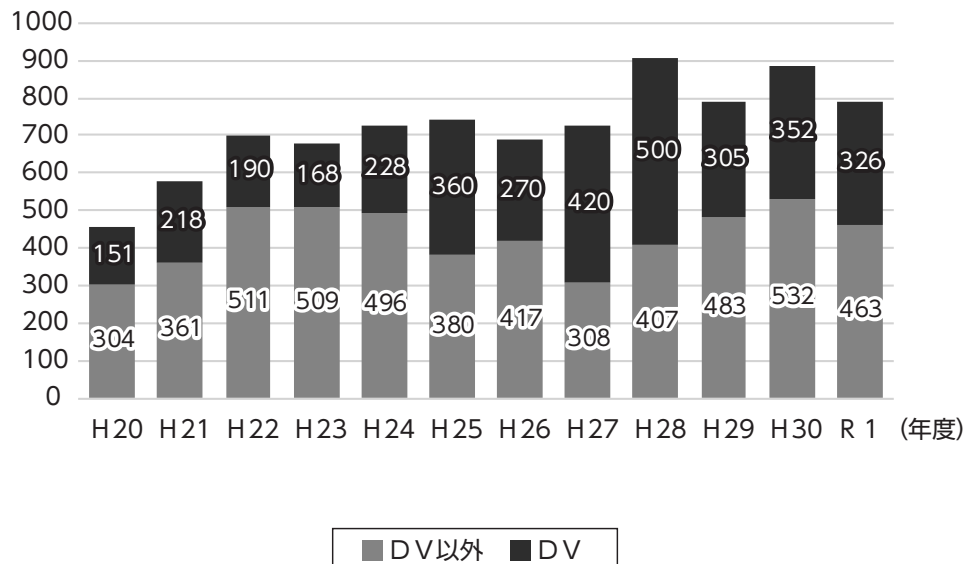


DV相談

本市では、石ヶ瀬会館に女性の悩みごと相談窓口を開設しています。平成29年度から令和元年度までの3年を見ると、相談内容のうち約4割がDVに関する相談となっています。

【図表⑩】 大府市の女性の悩みごと相談におけるDV相談件数（石ヶ瀬会館調査）

(件)



<参考>

男女格差

ジェンダー・ギャップ指数は、世界各国における男女格差を経済、政治、教育、健康の4分野で測ったものであり、スコアが1に近いほど格差が小さいことを示しています。日本は、2020年の発表では153か国中121位であり、特に政治分野、経済分野において男女格差が大きいとされています。

【図表⑩】 ジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Report 2020)

上位国及び主な国の順位

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	米国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

各分野における順位

分野	スコア(順位)	2019年のスコア(順位)
経済	0.598 (115位)	0.595 (117位)
政治	0.049 (144位)	0.081 (125位)
教育	0.983 (91位)	0.994 (65位)
健康	0.979 (40位)	0.979 (41位)

第2章

プラン策定の基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者、教育関係者が力を合わせて取り組んでおり、「おおぶ男女共同参画推進条例」が平成 15 年に施行されてから 17 年が経過します。令和元年度に実施した市男女共同参画調査では、「固定的性別役割分担意識」はあまり解消されておらず、男女の平等感においては、依然として「男性優位」との回答が多い現状にあります。

また、世界各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数によると、日本のランキングは 153 か国中 121 位であり、特に政治分野、経済分野における男女格差が大きいことが指摘されています。

近年、2015 年の国連サミットで採択された SDGs^{*}（持続可能な開発目標）の 17 の目標が注目されていますが、その中でも、日本にとって重要な課題としているもののひとつが「ジェンダーの平等」であると言われています。

わが国においては、平成 27 年に制定された「女性活躍推進法」や平成 30 年に制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などにより政治・経済分野での女性の活躍を促す全国的な取組がされているところです。

これらの流れのなかで、男女共同参画社会の実現を目指すためには、継続してプランを策定し、引き続き力を合わせて取り組む必要があります。

本プランでは、様々な調査などから現状と課題を把握し、大府市男女共同参画審議会などの意見や国、愛知県の動きを盛り込みながら、「実際に何をしていくべきか」といった目標を明確化して、施策を推進していきます。

^{*} SDGs：持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、包括的な 17 の目標と細分化した 169 のターゲットで構成されており、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。

2 プラン推進のための基本理念

「おおぶ男女共同参画推進条例」第2条をもとに、次のとおりとします。

- (1) 性別に関わりなく個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) 政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 社会における制度又は慣行によって、活動が制限されないよう配慮がされること。
- (4) 地域、職場などの活動に対等に参画し、家庭生活における活動と両立ができるように配慮がされること。
- (5) 性について理解、尊重し、生涯を通じた女性の健康への配慮がされること。
- (6) 国際的な理解や協調の下に推進されること。

3 目指すまちの姿と基本目標

本プランは、「第6次大府市総合計画」で掲げている「施策が目指す大府市の姿」を目指すまちの姿とし、その実現のために5つの基本目標を定めます。

目指すまちの姿 「性別に関わりなくお互いを尊重しながら支え合う、暮らしやすいまち」

基本目標1 政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍

基本目標2 男女共同参画に資する意識改革

基本目標3 仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍

基本目標4 生涯を通じた女性の健康づくりと男女の性の理解、尊重

基本目標5 DVの防止と女性に対するあらゆる暴力の根絶

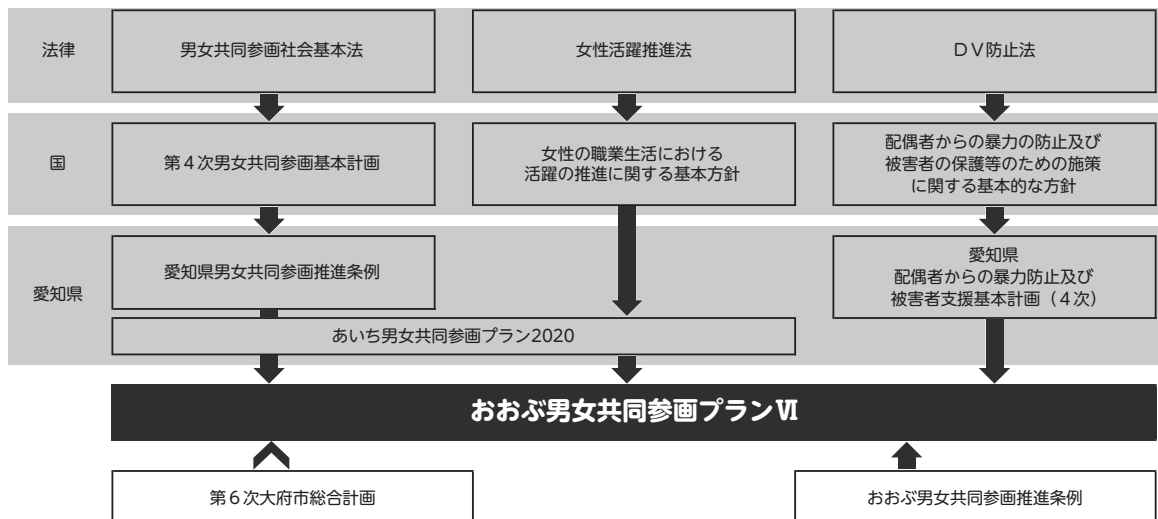
4 プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

年度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
おおぶ男女共同参画プランⅥ															
第4次男女共同参画基本計画															
あいち男女共同参画プラン2020															
第6次大府市総合計画															

5 プランの位置付け

- (1) 本プランは、「おおぶ男女共同参画推進条例」第9条第1項に規定する、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画で、市、市民、事業者、教育関係者の責務と市の施策の基本的事項を具体的に示しています。
- (2) 本プランは、「第6次大府市総合計画」における男女共同参画の推進に関する個別計画であるため、総合計画に沿った内容となっています。
- (3) 本プランの基本目標1「政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍」、基本目標2「男女共同参画に資する意識改革」、及び、基本目標3「仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍」にかかる施策を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(以下「女性活躍推進計画」という。)とみなします。
- (4) 本プランの基本目標5「DVの防止と女性に対するあらゆる暴力の根絶」にかかる施策を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下「DV防止計画」という。)とみなします。



6 施策の体系

★：重点施策

基本目標	施策の方向	具体的施策
<p>政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍</p>	<p>(1) 市政運営への女性の参画拡大</p> <p>(2) 地域活動での女性の活躍促進</p>	<p>★ ① 審議会等委員における女性登用の推進</p> <p>② 市女性職員の管理職への登用推進</p> <p>① 自治区やコミュニティ、各種団体等における代表者や役員への女性の登用促進</p> <p>② 女性の視点を取り入れた防災活動の推進</p>
<p>男女共同参画に資する意識改革</p>	<p>(3) 男女共同参画意識の啓発</p> <p>(4) 男女平等と自立を目指す学校教育</p> <p>(5) 男女共同参画についての学習の場の提供</p>	<p>① 市民の男女共同参画意識を高める啓発</p> <p>① 人権教育、キャリア教育の充実</p> <p>① 地域における学習の場の提供</p>
<p>仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍</p>	<p>(6) ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>(7) 職場における女性の活躍促進</p> <p>(8) 仕事との両立のための子育て支援策の充実</p> <p>(9) 仕事との両立のための介護支援策の充実</p>	<p>★ ① 両立支援制度の充実と利用しやすい職場環境の整備</p> <p>★ ② 男性の家事育児等への参画促進</p> <p>③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>★ ① 事業所における女性の管理職への登用促進</p> <p>② 女性の再就職、起業への支援の充実</p> <p>① 保育園や放課後児童健全育成事業の充実</p> <p>★ ① 介護に関する情報提供、相談事業等の充実</p>
<p>生涯を通じた女性の健康づくりと男女の性の理解、尊重</p>	<p>(10) 生涯を通じた女性の健康づくり</p> <p>(11) 男女の性の理解と尊重</p>	<p>① 妊娠、出産への包括的支援</p> <p>② 性差に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援</p> <p>① 性に関する正しい知識の啓発</p>
<p>DVの防止と女性に対するあらゆる暴力の根絶</p>	<p>(12) DV相談体制の充実と相談窓口の周知</p> <p>(13) DV被害者の安全確保と自立支援の充実</p> <p>(14) DV及び女性に対する暴力防止の啓発</p>	<p>① DV相談体制の充実と相談窓口の周知</p> <p>① DV被害者の安全確保と自立支援の充実</p> <p>② 関係機関との連携の充実</p> <p>① DV防止のための教育と啓発</p> <p>② セクシュアル・ハラスメントや女性に対する暴力防止への啓発</p>

性別に関わりなくお互いを尊重しながら支え合う、暮らしやすいまち

女性活躍推進計画

DV防止計画

7 推進体制

本市では、次の組織を中心に、プランⅥを推進します。

(1) 大府市男女共同参画審議会

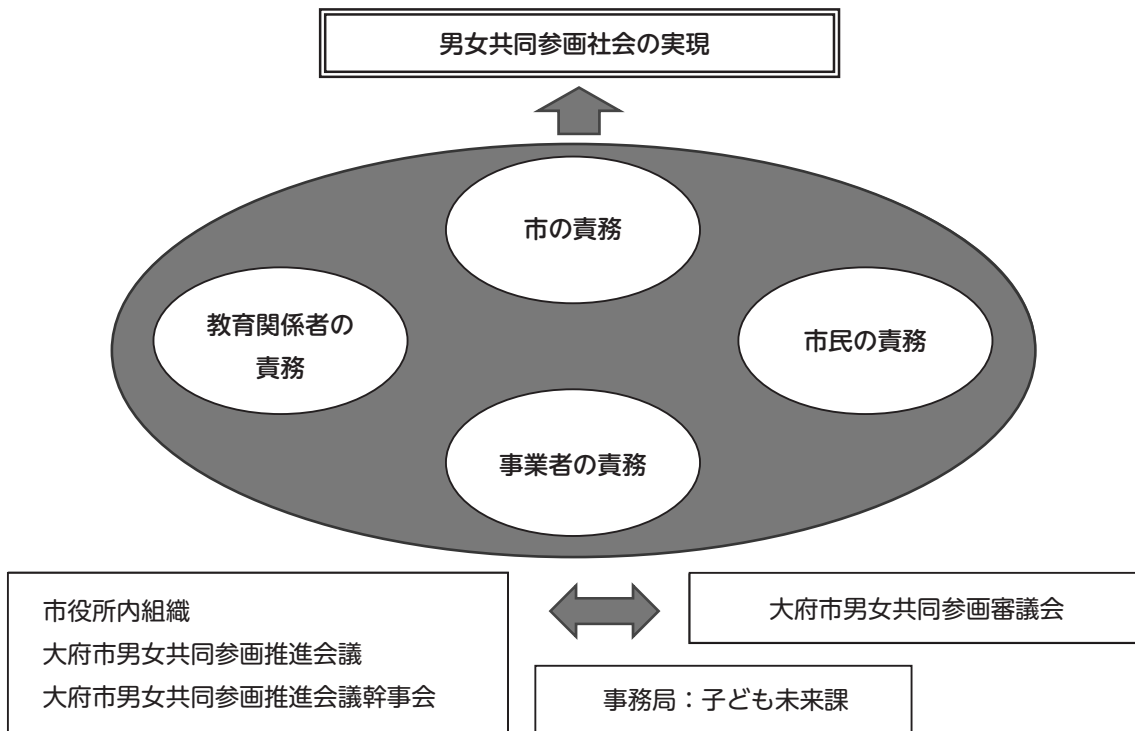
「おおぶ男女共同参画推進条例」第22条に基づき、大府市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画の推進に関し、必要な事項を調査、審議します。

(2) 大府市男女共同参画推進会議

市長を議長とし、副市長、教育長及び部長級の職員で構成し、男女共同参画の推進に関し、全庁的な推進を図ります。

(3) 大府市男女共同参画推進会議幹事会

健康未来部長を会長とし、関係各課等の課長級の職員で構成し、大府市男女共同参画推進会議の下部組織として、男女共同参画の推進に関する調査、連絡調整等を行います。



第3章

プランの内容

基本目標 1 政策、方針決定過程等への女性の参画と活躍

<現状と課題>

社会の様々な課題の解決そして持続的な発展に向けて、多様な意見を取り入れ新たな発想をもたらすために、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大していくことが望まれる一方、ジェンダー・ギャップ指数によると、日本は世界に比べ、政治・経済の分野で男女格差が大きく、低い順位となっています。(参照 P9 図表①)

本市では、市議会議員の女性割合は、令和3年3月現在 19人中8人で約42%と高い水準にあるものの、市の施策に関与する審議会等における女性割合は未だ約35%となっています。(参照 P3 図表②) 審議会委員には団体や組織の代表者や役職者が就任することが多いことから、そういった地位において女性が少ないことが要因の一つとして考えられます。

市職員の女性管理職の割合については、課長級以上の職員では約16%となっており、全国平均とほぼ同程度であります。着実に増加しています。さらなる登用推進のため、性別によらない職員配置や意識啓発、キャリアに合わせた能力開発の実施が求められています。また、ライフステージの変化によるキャリア不足がある場合には、それを補完する研修も必要です。

また、市政運営と同様に、地域活動での女性の活躍も重要です。現状では、自治区やコミュニティ等において、多くの女性が活動に参加しているものの、代表者となることは少ないため、活動の中心を担う女性が増えるよう働きかけていくことが必要です。中でも地域の防災力向上のためには、活動に「女性の視点」を取り入れる必要もあり、女性の防災リーダー*の活躍が望まれます。

女性活躍のためには、周囲の意識や理解も不可欠ですが、女性自身の意欲を高め能力を発揮できるよう人材育成に注力する必要があります。

* 防災リーダー：防災士の資格取得者及び市主催の防災大学の卒業者。

以下の指標について、出典、算出方法などは P34-35 を参照のこと。
また、現状は () の時点の記載がない場合、令和元年度末時点の状況、状態とする。

施策の方向（１）市政運営への女性の参画拡大

具体的施策	施策の内容	担当課
① 重点施策 審議会等委員における女性登用の推進	⑦全ての審議会等に女性委員が就任している状況を維持するとともに、女性の登用を推進する。 ①様々な研修の機会を活用し、女性の人材育成に取り組む。	子ども未来課 審議会等の事務局各課
② 市女性職員の管理職への登用推進	⑦性別によらない人材登用や職員配置に配慮するとともに、研修等を実施し、意識啓発や能力開発を行う。 ①出産育児等でキャリア不足になりがちな職員にキャリアを補完する研修等を実施する。	秘書人事課

指標	現状	目標
① 審議会等（法令・条例設置）委員の女性の割合	35.5% (R2.4)	▶ 40%以上 60%未満
② 市職員女性管理職（課長級以上）の割合	15.6% (R2.4)	▶ 20%以上

施策の方向（２）地域活動での女性の活躍促進

具体的施策	施策の内容	担当課
① 自治区やコミュニティ、各種団体等における代表者や役員への女性の登用促進	⑦自治区やコミュニティ活動等において女性を役員に登用し、団体の意思決定に参画できるように働きかける。	協働推進課 子ども未来課 団体事務局各課
② 女性の視点を取り入れた防災活動の推進	⑦防災に女性の視点が活かされるように、地域防災活動団体などに働きかける。	危機管理課

指標	現状	目標
① 自治区の組長の女性割合	15.1% (R2.4)	▶ 20%以上
② 女性防災リーダーが活動している自主防災組織数	7組織	▶ 10組織

市民の役割

- ・女性も男性も、女性が審議会等委員や団体のリーダーになることへの抵抗感をなくしましょう。
- ・地域活動に積極的に参画しましょう。

基本目標 2 男女共同参画に資する意識改革

<現状と課題>

本市では、石ヶ瀬会館を男女共同参画の拠点と位置付け、講座やイベントを実施しており、人材の発掘や育成、意識啓発を継続的に行っています。

しかし、令和元年度の市男女共同参画調査において、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることが判明しており、男女共同参画社会の実現を阻害する要因と考えられます。(参照 P5 図表④) 性別に関わりなく、一人ひとりが個性と能力を発揮するために、性的少数者の方々の人権尊重も含め、引き続き意識啓発を続けることが重要です。

また、男女共同参画について広く市民に理解し、行動してもらうためには、継続して講座を開催したり、わかりやすく情報を発信したりすることが求められます。

学校においては、男女平等教育が定着していますが、理工系分野の進路を選択する女子が少ない傾向にあります。建築現場で働く女性や保育園で働く男性といった多様なロールモデル^{*}を提示するなどし、性別による固定的な職業観に縛られることなく、自分らしい将来像を持てるようにする必要があります。子どもころから家庭の一員として家事を担うことが将来の家庭生活に役立つと考えられるため、家庭での教育を含め、男女共同参画意識の醸成が大切です。

地域においては、誰もが容易に男女共同参画を学べるようにすることが重要です。さらに、同調査から、固定的性別役割分担意識は高齢になるほど高くなる傾向にあるため、高齢者の集まる身近な場において、特に生活自立（料理、家事）に関する学習機会を提供する必要があります。(参照 P5 図表④)

^{*} ロールモデル：将来の目標としたい人物。

施策の方向（3）男女共同参画意識の啓発

具体的施策	施策の内容	担当課
① 市民の男女共同参画意識を高める啓発	㊦ 広報紙や情報誌、公式ウェブサイト等により、SDGsなどの国際的な動向も視野に入れた男女共同参画に関する意識を高める啓発を行う。 ㊧ 石ヶ瀬会館等で実施される男女共同参画講座やイベント及びそれらに関連した事業を通して広く市民の意識啓発を行う。 ㊨ 市が発行する刊行物や実施する事業等について、男女共同参画の視点を持つように働きかける。 ㊩ 性的少数者の方々の人権を尊重するための啓発を行う。	子ども未来課

指 標	現 状	目 標
① 市民意識調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」に反対する人の割合	51.3% (R1.7)	▶ 60%以上

施策の方向（4）男女平等と自立を目指す学校教育

具体的施策	施策の内容	担当課
① 人権教育、キャリア教育の充実	㊦ 児童や生徒に対し、学校や家庭において男女が互いに理解し、協力し合う教育を推進する。 ㊧ 将来、性別にとらわれることなく進路や職業選択できるよう、多様なロールモデルを提示するなどして進路指導や職業観の育成を行う。	子ども未来課 学校教育課

指 標	現 状	目 標
① 市内小中学校における児童会・生徒会会長に立候補した児童・生徒の女性の割合	48.8% (R2.6)	▶ 40%以上 60%未満

施策の方向（５）男女共同参画についての学習の場の提供

具体的施策	施策の内容	担当課
① 地域における学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ㉞身近な公共施設で男女共同参画に関する講座等を開催する。 ㉟定年後の男性向けに身近な場所で料理などの生活自立を中心とした講座を行う。 ㊱地域における男女共同参画推進活動団体への支援を行う。 	協働推進課 子ども未来課

指 標

現 状

目 標

① 男女共同参画に関する講座等を実施した施設数

9施設



17施設

市民の役割

- ・男女共同参画に関する講座などに参加し、その内容を周囲に広めましょう。

教育関係者の役割

- ・教育関係者も男女共同参画を理解し、取り組みましょう。

基本目標 3 仕事と家庭の両立と職場における女性の活躍

<現状と課題>

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現されることは、仕事に対してやりがいや充実感を感じながら責任を果たすことができ、一方では家事・育児・介護や趣味、地域活動を充実させ健康で豊かな生活ができることです。市男女共同参画調査では、ワーク・ライフ・バランスについて、理想と現実が大きくギャップがあるという結果が出ています。（参照 P8 図表⑨）近年、国全体として長時間労働の是正や柔軟な働き方がしやすい環境整備等をはじめとした「働き方改革」が進んでいますが、制度を整えるだけでなく、活用されるよう啓発をする必要があります。その取組への模範となるよう、職場として市役所もワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

女性労働力率や市男女共同参画調査でも、女性の就業に関する現状や考え方は変化してきており、子どもができて職業を持ち続ける女性が増えています。（参照 P7 図表⑦⑧）その一方、平日における家事時間の調査では、女性の方が長時間携わっているという結果があり、依然として女性に育児を含む家事負担が大きいことがうかがえます。（参照 P6 図表⑤）女性が出産後も働き続けるためには、夫の家事・育児への参画が欠かせません。市男女共同参画調査の結果から、残業などの長時間労働により、夫の家事・育児への参画が困難となっていることが考えられます。（参照 P6 図表⑥）また、新しい生活様式*では、テレワークなどにより在宅勤務が広がり、通勤時間の削減や柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランスの推進及び男性の家事・育児への参画が見込まれる一方、仕事と生活時間の区別があいまいで長時間労働になるおそれもあります。事業所も従業員も仕事と家庭の両立を意識し、働き方を全般的に見直していくことが求められます。

また、子育て世代に関わる状況としては、核家族化の進展や地域社会の希薄化、共働

き家庭の増加により、保育園をはじめとする子育て支援事業は、よりニーズが高まっています。待機児童対策や様々なニーズに対応するため、子どもへの影響を考慮しつつ、子育て支援策の充実を図る必要があります。

団塊の世代が後期高齢者である 75 歳以上となる令和 7 年に向けて、家族の介護を抱える人が、仕事と介護の両立ができるよう支援を充実していく必要があります。市男女共同参画調査では、老親の介護について誰が担うと良いかとの質問に対して「性別に関係なく血縁の者が受け持つ方がよい」との回答が 7 割を超えています。また、国の調査では、男性と比べて女性のほうが介護離職する割合が高く、かつ、家族の支援が得にくいといった状況となっています。介護はその期間・内容も多種多様であり、急な状況の変化により仕事と介護の両立が困難となることが予測されます。そのため、退職することなく、誰もが仕事を続けながら介護をできるよう、介護休業制度や介護保険制度などの周知や制度の活用を促進すること、そして血縁の者が受け持つとしても家族間で分担することの重要性を啓発する必要があります。障がい者の介護についても同様のことが言えます。

さらに、晩婚化や少子化の影響により、子育て期と老親の介護期が重なるダブルケア※という問題も発生しています。複合的な状況に応じた対応ができるよう、相談や支援を充実させる必要があります。

※ 新しい生活様式：新型コロナウイルスを想定した生活様式。日常生活の中で感染対策を行うもの。働き方のスタイルとしてはテレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議、時差出勤などがある。

※ ダブルケア：子育てと介護を同時に担うこと。

施策の方向（6）ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	施策の内容	担当課
① 重点施策 両立支援制度の充実と利用しやすい職場環境の整備	㉞大府市働きやすい企業表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに関する職場環境整備の好事例紹介を行う。 ㉟事業所向けにワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発を行う。 ㊱男性の育児休業取得の促進に取り組む事業所への支援を検討する。 ㊲「愛知県ファミリー・フレンドリー企業※」登録や「くるみん※」認定取得の促進を行う。 ㊳働く場所や時間などについて多様で柔軟な働き方ができる制度を整え、両立支援につながるよう事業所に啓発を行う。	子ども未来課 商工労政課
② 重点施策 男性の家事育児等への参画促進	㉞家事や育児に関するスキルや意義を学ぶ場を用意する。 ㉟ワーク・ライフ・バランスの必要性や従来の働き方を見直す意識啓発を行う。 ㊱性別によらず介護に取り組めるよう、男性の介護に関する意識の啓発を行う。	高齢障がい支援課 子ども未来課
③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	㉞研修等を実施することにより、他の事業所のモデルとなるよう、市役所においてワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	秘書人事課

指 標	現 状	目 標
① 大府市雇用対策協議会※会員事業所における男性育児休業取得実績のある事業所数	13事業所 (R.2.6)	▶ 23事業所以上
② 男性を対象とした家事や育児、介護に関する講座やセミナーの実施回数	13回	▶ 17回以上
③ 市職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数（年間）	11.9時間	▶ 12時間未満を維持

※ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業：愛知県が登録を推奨する制度で、仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立することができる制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できるような取組を行う企業。

※ くるみん：子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた企業の認証。

※ 大府市雇用対策協議会：大府市内の事業所における新卒採用活動の支援と社員定着活動の支援を主な目的に活動する協議会。製造業、建設業、情報通信業、卸売・小売業、サービス業、医療・福祉の事業所が加盟し会員数は103事業所。（令和2年度現在）

施策の方向（7）職場における女性の活躍促進

具体的施策	施策の内容	担当課
① 重点施策 事業所における女性の管理職への登用促進	⑦事業所の経営者や管理職に対して意識啓発を行うよう呼びかける。 ⑧女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定や「えるぼし※」認定取得を呼びかける。	子ども未来課 商工労政課
② 女性の再就職、起業への支援の充実	⑦ハローワーク等と連携し、相談や情報提供、再就職セミナーなどの支援を行う。 ⑧女性の起業に関する講座の実施や支援情報の提供を行う。 ⑨事業所に対して、子育て期等に退職した女性の再雇用制度の整備を呼びかける。	子ども未来課 商工労政課

指標	現状	目標
① 市民意識調査「職場や社会で活躍する女性が増えていると思う。」市民の割合	58.2% (H30)	▶ 65%以上
② 女性の再就職や起業に関する講座やセミナーの実施回数	3回	▶ 5回以上

施策の方向（8）仕事との両立のための子育て支援策の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
① 保育園や放課後児童健全育成事業の充実	⑦子どもの育ちに配慮しつつ、延長保育、休日保育等、仕事との両立支援のための保育の充実を図る。 ⑧子どもの育ちに配慮しつつ、放課後クラブ等、仕事との両立支援のための放課後児童の育成支援を充実させる。	幼児教育保育課 学校教育課

指標	現状	目標
① 待機児童※なしを維持	待機児童なし (R2.4)	▶ 待機児童なし

※ えるぼし：女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業で厚生労働大臣の認定を受けた企業の認証。

※ 待機児童：

保育園：保育園調査日時点において、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない児童。その他、企業主導型保育事業の利用者や、大府市認定保育室の利用者は待機児童から除外する。

放課後クラブ：放課後クラブの入所を申し込み、入所基準を満たしているが、入所できない児童。

施策の方向（9）仕事との両立のための介護支援策の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
重点施策 ① 介護に関する情報提供、相談事業等の充実	⑦介護保険サービスや市の独自サービス、相談窓口について、市民や事業所に情報を発信する。 ⑧介護者の精神面での負担軽減のため、ダブルケアを含め、対象者に合わせた講座の開催や情報提供等を行う。 ⑨無理なく介護を継続するためのサービスを充実させることにより、両立支援を図る。	高齢障がい支援課 福祉総合相談室 子ども未来課

指 標	現 状	目 標
① 市民意識調査「高齢者の施設や福祉サービスの満足度」	50.9% (H30)	▶ 55%以上

市民の役割

・性別に関わりなく、家事、育児、介護などに取り組み、家族で協力して役割を担いましょう。

事業者の役割

・両立支援制度を利用しやすい雰囲気にししましょう。
 ・女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、実行ししましょう。

基本目標 4 生涯を通じた女性の健康づくりと男女の性の理解、尊重

<現状と課題>

健康都市を宣言している本市において、女性の健康支援は欠かせません。そのためには、男女の性とそれに伴う健康上の異なる課題があることについて理解し、尊重することが大切です。

女性は妊娠や出産の可能性があり、それにより心身には大きな負荷がかかります。安心・安全な妊娠・出産ができるよう切れ目のない支援をしていくこと、その後の子育てについて不安のないよう情報提供をしていくことが求められます。

また、女性は男性に比べ平均寿命が長く、健康寿命との差が大きい傾向があります。高齢になっても健康で暮らせるように支援していくことが必要です。併せて、女性特有のがん検診の受診率向上や相談窓口の周知等による、心と体の健康づくりのサポートをすることが望まれます。

性に関する知識については、ライフステージに合わせた啓発をする必要があります。特に若いうちから性に関する知識を正しく身につけておくことは、予期せぬ妊娠や性被害、加害を防ぎ、心身ともに健康で過ごしていくうえで重要であるため、継続的に啓発を実施していくことが必要と考えられます。

施策の方向（10）生涯を通じた女性の健康づくり

具体的施策	施策の内容	担当課
① 妊娠、出産への包括的支援	㊦全ての妊産婦との面接やリスクを抱える妊産婦への支援を行う。 ㊧妊産婦に子育て支援情報の周知を図る。 ㊨不妊治療への経済的な支援を実施する。	健康増進課
② 性差に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援	㊦女性特有のがん検診受診を推進する。 ㊧健康寿命を延ばす事業を実施し、平均寿命が長い女性の健康づくり支援を行う。 ㊨女性の心や体の健康に関する相談窓口の周知を図る。	子ども未来課 健康増進課

指標	現状	目標
① 全妊産婦との面談を実施する	全妊産婦と面談をしている	全妊産婦と面談をしている
② 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（女性）	平均寿命87.68年 健康寿命84.20年 差3.48年(H29)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

施策の方向（11）男女の性の理解と尊重

具体的施策	施策の内容	担当課
① 性に関する正しい知識の啓発	㊦思春期の子を持つ保護者に向けて、学習の機会や情報を提供する。 ㊧学校教育において、発達段階に応じて性に関する適切な教育を行う。 ㊨更年期症状をはじめとした男女の性差についての学習の機会を提供する。	子ども未来課 健康増進課 学校教育課

指標	現状	目標
① 性に関する正しい知識に関する講座の実施回数（小中学校を除く）	0回	2回以上

市民の役割

- ・自分の健康に関心を持ちましょう。
- ・性に関する正しい知識を身につけましょう。

教育関係者の役割

- ・子どもが性に関する適切な教育を受けられるように配慮をしましょう。

基本目標5 DVの防止と女性に対するあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

女性の社会進出が進んできたとはいえ、死に至るような重大な男女間の暴力は、依然として女性が被害者となるケースが多いのが現状です。

本市では、DV防止施策としてNPOと連携しながら、専門の相談員の配置や民間のDVシェルター[※]の設置支援などを実施しています。また、DVがもたらす子どもへの影響を考慮し、児童虐待対応部署や警察などとも連携しながらDV被害者を支援していますが、今後も関係機関と連携して実施していく必要があります。

DVという言葉の認知度は高くなったものの、市男女共同参画調査では、若い世代で「割弱がその意味を知らない」という結果でした。DVというと身体的暴力のイメージが強いですが、精神的な暴力の被害にあっている人や男性の被害者もいることを含め、広く市民に啓発することが重要です。特にDVの予防の意味も含め、若年層に向けてデートDV[※]防止の啓発を引き続き実施していく必要があります。

また、市男女共同参画調査において、職場や地域などにおいてもセクシュアル・ハラスメントが発生していることがわかり、ハラスメント防止の対策を実施する必要があります。

さらに、被害者の尊厳を著しく踏みにじる性犯罪や性暴力対策への強化として法改正等が進められています。そのため、性犯罪や性暴力の根絶を訴える啓発をしていく必要があります。

※ DVシェルター：DVにあった被害者を、加害の原因たる配偶者等から隔離し、保護するための施設。

※ デートDV：カップル間で交際相手から受ける暴力のこと。

施策の方向（12）DV相談体制の充実と相談窓口の周知

具体的施策	施策の内容	担当課
① DV相談体制の充実と相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ㊦石ヶ瀬会館における電話、面接相談や弁護士による女性相談を実施する。 ㊧愛知県などの男性DV被害者相談窓口の周知を図る。 ㊨研修等で相談員のスキルアップを行う。 ㊩広報紙や公式ウェブサイト、リーフレットなどで相談窓口の周知を図る。 ㊪多言語での相談対応の充実と相談窓口の周知を図る。 	文化交流課 子ども未来課

指標

現状

目標

① DVに関する相談窓口開設の維持

石ヶ瀬会館休館日
を除く毎日

石ヶ瀬会館休館日
を除く毎日

施策の方向（13）DV被害者の安全確保と自立支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
① DV被害者の安全確保と自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ㊦被害者の自立に向けて、相談員が各所に同行するなどして一貫した支援を行う。 ㊧民間DVシェルター整備の財政支援を行う。 ㊨住宅の確保や就労に関する情報提供を行う。 ㊩加害者への情報漏えいがないよう、関係各課による情報管理を徹底する。 ㊪住民基本台帳の閲覧制限などの制度について、被害者へ周知する。 	子ども未来課 DV連絡会関係各課
② 関係機関等との連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ㊦DV連絡会*の開催や、愛知県などが主催する会議への参加により、関係機関、関係各課との連携を強化する。 ㊧警察等との連携により、被害者や相談員の安全を確保する。 ㊨DV相談マニュアルは継続的に見直しを行う。 	子ども未来課 DV連絡会関係各課

指標

現状

目標

① 安全確保体制の維持

安全確保体制が
整備されている

安全確保体制が
整備されている

② DV連絡会の開催回数

1回

1回以上

* DV連絡会：大府市が主催するDVに関する連携、情報交換を目的とした会議。（参照 P33）

施策の方向（14）DV及び女性に対する暴力防止の啓発

具体的施策	施策の内容	担当課
① DV防止のための教育と啓発	㊦デートDV防止講座の実施やパンフレット等の配布により、若年層への啓発を行う。 ㊧イベントや広報紙、公式ウェブサイトでのDV防止の啓発を行う。 ㊨DV加害者の更生に対する国や愛知県などの取組について情報収集を行う。	子ども未来課
② セクシュアル・ハラスメントや女性に対する暴力防止の啓発	㊦職場や地域など様々な場で起こるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発を行う。 ㊧性犯罪・性暴力防止の啓発を行う。	子ども未来課

指 標	現 状	目 標
① DV防止啓発講演会や講座の満足度	95%	▶ 95%以上
② セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・性暴力防止啓発の実施回数	0回	▶ 2回以上

市民の役割

- ・暴力を受けたとき、一人で抱え込まないようにしましょう。
- ・暴力を見かけたり、悩んでいる人がいたら、声をかけ、相談先などについて教えましょう。
- ・DVや性暴力も重大な人権侵害だという意識を持ちましょう。

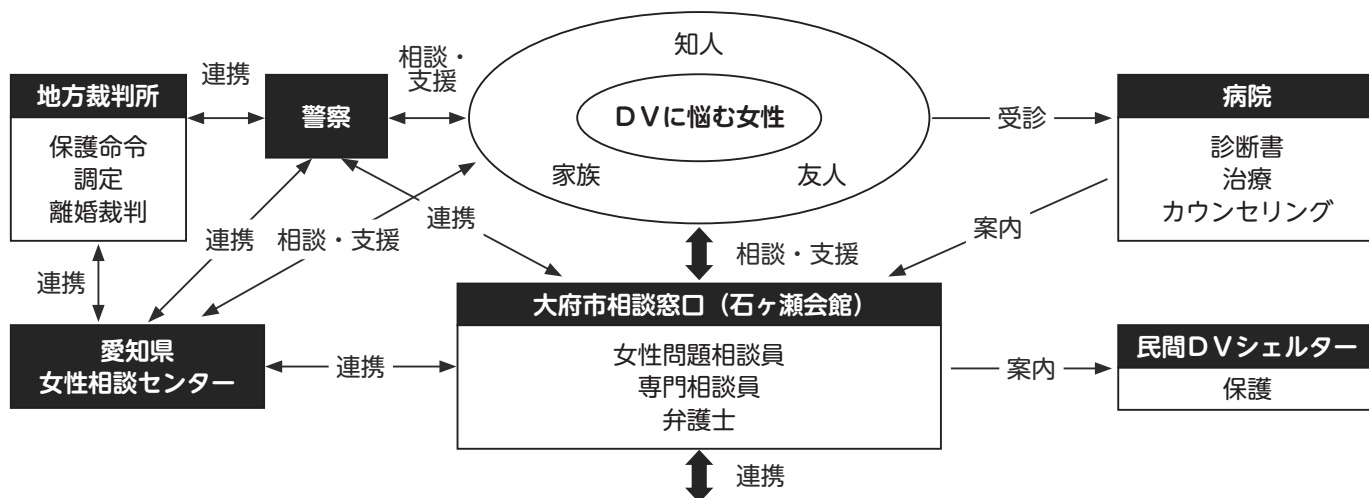
教育関係者の役割

- ・子どもが性犯罪に巻き込まれないように配慮しましょう。

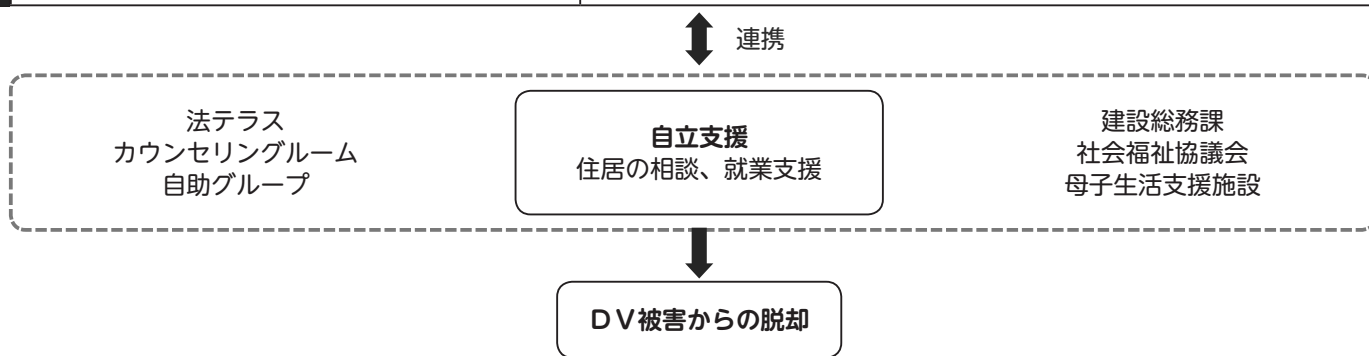
事業者の役割

- ・職場でセクシュアル・ハラスメントが起こらないようにしましょう。

DVに関する支援体制



DV連絡会 (子ども未来課)	知多保健所	健康相談
	知多児童・障害者相談センター	母子分離
	東海警察署	緊急保護、加害者対応、被害発生防止のための必要な措置
	あいち小児保健医療総合センター	子どもの心のケア
	大府市高齢者・障がい者虐待防止センター	高齢者、障がい者支援
	教育委員会	就学手続、情報の適切な管理
	市民課	住民基本台帳の閲覧制限
	文化交流課	外国人支援
	地域福祉課	生活保護
	福祉総合相談室	相談窓口
	子ども未来課	DV防止、母子生活支援
	健康増進課	健康相談、心のケア



※DVに悩む男性の相談窓口については、愛知県男性DV被害者ホットラインがあります。

施策の進捗状況を表す指標及び目標一覧

基本目標 －施策の方向－具体的施策	指標	現状	目標
	出典、算出方法など		
1－(1)－①	審議会等（法令・条例設置）委員の女性の割合	35.5%（R 2.4）	40%以上 60%未満
	法令・条例を根拠に市が設置する審議会等における女性委員の割合		
1－(1)－②	市職員女性管理職（課長級以上）の割合	15.6%（R 2.4）	20%以上
	管理職手当を支給されている職員（管理又は監督の地位にある職員）のうち条例等で指定する職を占める職員における女性の割合		
1－(2)－①	自治区の組長の女性割合	15.1%（R 2.4）	20%以上
	各自治区を構成している単位「組」の長の女性の割合		
1－(2)－②	女性防災リーダーが活動している自主防災組織数	7 組織	10 組織
	防災士の資格及び大府防災大学の卒業者の女性が活動に参加している自主防災組織の数		
2－(3)－①	市民意識調査「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」に反対する人の割合	51.3%（R 1.7）	60%以上
	市民意識調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について「反対」又は「どちらかという反対」と答えた市民の割合		
2－(4)－①	市内小中学校における児童会・生徒会会長に立候補した児童・生徒の女性の割合	48.8%（R 2.6）	40%以上 60%未満
	前期、後期を合わせた児童会長、生徒会長に立候補した女性の割合。小学校（9）、中学校（4）		
2－(5)－①	男女共同参画に関する講座等を実施した施設数	9 施設	17 施設
	身近な地域の施設である公民館（9）や児童（老人福祉）センター（8）で男女共同参画に関する講座等を実施した施設の数		
3－(6)－①	大府市雇用対策協議会会員事業所における男性育児休業取得実績のある事業所数	13 事業所（R 2.6）	23 事業所以上
	大府市雇用対策協議会会員事業所の中で、過去も含めて男性の育児休業取得者の実績がある事業所数		
3－(6)－②	男性を対象とした家事や育児、介護に関する講座やセミナーの実施回数	13 回	17 回以上
	市（指定管理者を含む）が市内で実施した男性を対象とした家事や育児、介護に関する講座やセミナーの回数		
3－(6)－③	市職員一人あたりの月平均時間外勤務時間数（年間）	11.9 時間	12 時間未満を維持
	正規職員一人あたりの月平均時間外勤務時間（特別職（市長、副市長、教育長）、管理職、短時間再任用職員、派遣・出向職員、技能労務職、産前産後休暇、育児休業、退職等で当該年度中に全く勤務しない職員を除く）		
3－(7)－①	市民意識調査「職場や社会で活躍する女性が増えていると思う。」市民の割合	58.2%（H 30）	65%以上
	市民意識調査で「職場や社会で活躍する女性が増えていると思う」について「増えていると思う」と答えた市民の割合		
3－(7)－②	女性の再就職や起業に関する講座やセミナーの実施回数	3 回	5 回以上
	市（指定管理者を含む）が市内で行った女性の再就職や起業に関する講座やセミナーの回数		
3－(8)－①	待機児童なしを維持	待機児童なし（R 2.4）	待機児童なし
	保育園：調査日時点において、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない児童の数（その他、企業主導型保育事業の利用者や、大府市認定保育室の利用者は待機児童から除外する）放課後クラブ：放課後クラブの入所を申し込み、入所基準を満たしているが、入所できない児童の数		

基本目標 －施策の方向－具体的施策	指標	現状	目標
	出典、算出方法など		
3－(9)－①	市民意識調査「高齢者の施設や福祉サービスの満足度」	50.9% (H 30)	55%以上
	市民意識調査で「高齢者の施設や福祉サービスの満足度」に「満足」、「おおむね満足」と回答した人の割合		
4－(10)－①	全妊産婦との面談を実施する	全妊産婦と面談をしている	全妊産婦と面談をしている
	母子手帳の交付時に全妊産婦との面接を実施する		
4－(10)－②	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(女性)	平均寿命 87.68 年 健康寿命 84.20 年 差 3.48 年 (H 29)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
	「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班」が示す「健康寿命の算定方法の方針」により算定した健康寿命の増加		
4－(11)－①	性に関する正しい知識に関する講座の実施回数(小中学校を除く)	0回	2回以上
	市(石ヶ瀬会館の指定管理者を含む)が市内で実施した性に関する正しい知識に関する講座やセミナーの回数		
5－(12)－①	DVに関する相談窓口開設の維持	石ヶ瀬会館休館日を除く毎日	石ヶ瀬会館休館日を除く毎日
	石ヶ瀬会館で実施している女性悩みごと相談が、石ヶ瀬会館休館日を除き毎日実施されている		
5－(13)－①	安全確保体制の維持	安全確保体制が整備されている	安全確保体制が整備されている
	民間DVシェルターが設置され、DV被害者の状況に合わせた同行支援や支援措置を実施する体制ができています		
5－(13)－②	DV連絡会の開催回数	1回	1回以上
	関係機関が集まる、市主催のDV連絡会の実施回数		
5－(14)－①	DV防止啓発講演会や講座の満足度	95%	95%以上
	市(石ヶ瀬会館の指定管理者を含む)が市内で実施したDV防止に関する講座やセミナーの参加者アンケートで「満足」、「まあ満足」と答えた割合		
5－(14)－②	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・性暴力防止啓発の実施回数	0回	2回以上
	市(石ヶ瀬会館の指定管理者を含む)が市内で実施した啓発の回数		

※指定管理者が指定管理事業外で実施する独自事業は除く。

資料編

Ⅰ 男女共同参画に関する出来事（年表）

年	世界	日本	愛知県	大府市
昭和50年 (1975)	・国連「国際婦人年」 (1976年～1985年「国連婦人の10年」)			
昭和60年		・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」承認、批准 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)成立		
昭和62年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和63年				・教育委員会社会教育課青少年婦人係設置
平成元年 (1989)			・「あいち女性プラン」策定	・第1回「おおぶ女性のつどい」開催 ・石ヶ瀬会館開館
平成2年	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	・合計特殊出生率 1.57に急落、少子化対策強化		
平成3年				・「女性の自立と社会参加の推進」を第3次大府市総合計画に位置付け
平成4年		・「育児休業等に関する法律」施行 ・「岩手銀行事件」で提訴した女性行員が勝訴(仙台高裁)		・女性を中心にした市民活動の活発化(アスパやエコバックの普及活動など環境問題への取組本格化、高齢者福祉の分野での市民団体設立)
平成5年		・中学校での家庭科の男女必修開始 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」成立		
平成6年		・高等学校での家庭科の男女必修開始	・「あいち農山漁村女性プラン」策定	・「大府市女性登用推進要綱」施行
平成7年	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」施行		・「大府女性行動プラン」策定
平成8年		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・愛知県女性総合センター開館	・組織改正により企画部青少年女性室 ・石ヶ瀬会館に男女共同参画行政専門員配置
平成9年		・「男女雇用機会均等法」改正	・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	・女性団体の連携の強化や情報交換を目的に「おおぶ女性連絡会」発足

年	世界	日本	愛知県	大府市
平成11年 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」成立、施行		・「おおぶ男女共同参画プラン」策定
平成12年	・国連特別総会「女性2000年会議」	・「ストーカー行為等の規制に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)成立、施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・組織改正により市民部青少年女性課
平成13年		・男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」成立、一部施行	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	・石ヶ瀬会館2階増築(料理室、食事室、相談室、託児室)
平成14年			・「愛知県男女共同参画推進条例」施行 ・愛知県男女共同参画審議会発足	
平成15年		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」成立 ・「少子化社会対策基本法」成立		・「おおぶ男女共同参画推進条例」制定
平成16年		・「DV防止法」一部改正 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)一部改正 ・配偶者特別控除を廃止	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	
平成17年	・第49回国連婦人の地位委員会	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジプラン」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・「おおぶ男女共同参画プランⅢ」策定 ・「大府市次世代育成支援対策行動計画」を策定
平成18年		・「男女雇用機会均等法」改正	・愛知県女性総合センターに指定管理者制度導入 ・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定	
平成19年		・DV防止法一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成20年		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	

年	世界	日本	愛知県	大府市
平成21年 (2009)				・石ヶ瀬会館の設置及び管理に関する条例一部改正 ・石ヶ瀬会館の管理及び運営に指定管理者制度導入 ・組織改正により市民協働部協働促進課青少年女性室
平成22年	・第54回国連婦人の地位委員会	・「児童扶養手当法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	・「あいちはぐみんプラン」策定	
平成23年	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」発足		・「あいち男女共同参画プラン2011-2015多様性に富んだ活力ある社会をめざして」策定	・「おおぶ男女共同参画プランIV」策定
平成24年	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・閣議決定「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画		
平成25年		・閣議決定「日本再興戦略」策定 ・DV防止法一部改正	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ・「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」設置	・「おおぶ女性連絡会」を「おおぶ男女共同参画ネットワーク」へ名称変更
平成26年		・「日本再興戦略」改訂 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo 2014)開催	・組織改編で男女共同参画室を課に格上げ、新ポスト「女性の活躍促進監」を創設	
平成27年	・国連「SDGs（持続可能な開発目標）」採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」成立、一部施行 ・WAW! 2015開催 ・「男女共同参画基本計画（第4次）」策定	・「あいちはぐみんプラン2015-2019」策定 ・あいち・ウーマノミクス推進事業開始	
平成28年		・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・女性の活躍推進のための開発戦略 ・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」	・「あいち仕事と生活の調和行動計画2016-2020」策定 ・「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会を目指して～」策定 ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン2020」策定	・「おおぶ男女共同参画プランV」策定 ・職場環境整備に関する企業等に向けたセミナー開始

年	世界	日本	愛知県	大府市
平成28年 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正 ・WAW! 2016開催 		
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントを告発する、#MeToo運動の広がり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ・強姦罪の構成要件、法定刑の見直し等 		<ul style="list-style-type: none"> ・男性向け育児講座、管理職セミナー開始 ・組織改正により市民協働部青少年女性課
平成30年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争や戦争時の性暴力の終結への努力に対するノーベル平和賞授与 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行 ・「セクハラ対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・大府市、大府商工会議所共同「イクボス宣言」 ・「あいち女性の活躍促進宣言」 ・市長「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同
令和元年 (2019)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」一部改正 		
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連した外出制限などによるDVの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「おおぶ男女共同参画プランVI」策定

2 男女共同参画社会基本法

平成十一年 六月二十三日法律第七十八号
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八
条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の

あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

以下、省略。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防

止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に對し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力

又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）

と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができる

ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所

も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情が

あるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解

を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係に

おける共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をその関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条

(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成一六年六月二日法律第六四号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成一九年七月一日法律第一一三号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[検討等]

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項

の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他

の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合

について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特

例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同

項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融

公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六

月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略] 附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・

一から施行]

一 [前略] 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第21条）

第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理（第22条・第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

「健康都市」をうたう大府市は、個人の尊重と法の下での平等を明記した日本国憲法や、個性の違いを認める社会の実現を目指す男女共同参画社会基本法の理念ののっとり、国内外の動向を踏まえつつ、男女共同参画を推進し、すべての人々が差別や暴力と無縁に、安心して暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は根強く、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる領域に希望をもって参画できる「健康都市」を築くために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、性別による固定的な役割分担を解消し、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- （1）女性及び男性の個人としての尊厳を重んじ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- （2）女性及び男性は、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （3）女性及び男性は、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会の制度又は慣行によって、その活動が制限されることなく、自由に多様な活動が選択できるように配慮されること。
- （4）女性及び男性は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画し、両立することができるように配慮されること。
- （5）女性及び男性は、互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、生涯を通じた女性の健康と、その健康について女性自らの意思で自己決定する権利（以下「性と生殖に関する健康と権利」という。）が尊重されること。
- （6）男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

（市の責務）

第3条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）ののっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、連携して男女共同参画施策を実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、女性及び男性が職場における活動に平等に参画できる機会の積極的確保に努めるとともに、

職場生活と育児、介護等の家庭生活が両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
(教育関係者の責務)

第6条 学校教育その他の教育に携わる者は、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手に不快感又は不利益を与える性的侵害をいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する、著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力行為をいう。）を行ってはならない。
(情報の表示に関する配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、行動計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努め、大府市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(拠点施設)

第12条 市は、男女共同参画施策を実施するとともに、市民及び事業者による男女共同参画に関する取組を支援するため、拠点施設を設置するものとする。

(性別による権利侵害の防止及び支援)

第13条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、各種制度の利用あっせん、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第14条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(参画機会の拡大及び是正措置)

第15条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、女性又は男性のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。
(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。
- 3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、男女共

同参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(学習及び教育に対する支援等)

第17条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第18条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民、団体及び事業者(当該活動を主として行うものに限る。)に対し、その主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第19条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的協調)

第20条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第21条 市長は、行動計画に基づいた男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 男女共同参画事業の推進と苦情の処理

(大府市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画事業の推進に資するため、大府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べるができる。
- 4 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情の処理)

第23条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策若しくは男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合には、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、調査を行うことができる。この場合において、当該申出に係る関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、当該申出に係る関係者に対し、要請又は指導を行うことができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

6 大府市男女共同参画審議会規則

平成15年9月25日
大府市規則第19号

改正

平成17年3月28日規則第29号
平成21年3月31日規則第17号
平成23年3月29日規則第7号
平成29年3月28日規則第6号
令和2年3月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、おおぶ男女共同参画推進条例（平成15年大府市条例第20号）第22条第7項の規定に基づき、大府市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自治会又はコミュニティの代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 教育関係者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第4条 審議会の運営に関し指導又は助言を得るため、審議会に助言者を置くことができる。

- 2 助言者は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が依頼する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

7 大府市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、庁内の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な推進を図るため、大府市男女共同参画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長、副市長及び市長が別に定める者をもって組織するものとし、会議の議長は、市長をもって充てる。

2 会議に幹事会を置く。

3 幹事会は、市長が別に定める者をもって構成し、幹事会長は市民協働部長をもって充てる。

(招集)

第4条 会議又は幹事会は、それぞれ議長又は幹事会長が招集する。

(庶務)

第5条 会議及び幹事会の庶務は、市民協働部青少年女性課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

8 大府市女性登用推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策決定の場に反映させるため、大府市の審議会等委員への女性の登用を積極的に推進することを目的とする。

(対象)

第2条 女性の登用を推進する審議会等（以下「審議会等」という。）は、法令及び条例・規則を根拠に設置されている機関とし、要綱等により設置された委員会等についても、これに準ずるものとする。

(目標)

第3条 審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、女性又は男性のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努める。

2 女性委員のいない審議会等は、委員改選の際に解消する。

3 前2項の目標を達した審議会等は、さらに女性委員の登用比率を高めるように努めるものとする。

(所管の長の役割)

第4条 審議会等を所管する各課等の長（以下「所管の長」という。）は、委員改選のとき、女性の登用を推進し、目標達成に努めるものとする。

2 所管の長は、委員の選任基準を見直し、女性の登用ができるよう必要な処置を講ずるものとする。

3 所管の長は、女性の人材発掘及び人材育成に努める。

(登用計画)

第5条 所管の長は、審議会等への女性登用計画を作成し、市長に提出する。

(登用状況の報告)

第6条 所管の長は、毎年4月1日現在の女性登用状況を市長に報告する。

2 市長は、報告された女性登用状況を調査し、目標達成のために必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第7条 この要綱に関する事務は、市民協働部青少年女性課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

9 大府市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

役職名	氏名	所属等	備考
会長	池田 逸夫	区長、コミュニティ会長経験者	
副会長	山田 恵子	国際ソロプチミスト愛知ガーデニア セクレタリー	
委員	西村 剛志	大府市立東山小学校 校長	
〃	福永 みつる	愛三工業労働組合 執行委員長	
〃	吉川 一幸	株式会社東海理機	令和元年度まで
〃	中村 順一	株式会社半谷製作所	令和2年度から
〃	田端 美知子	NPO法人ミューぷらん・おおぶ 理事長	
〃	荻野 裕子	公募委員	
〃	間瀬 結子	公募委員	
助言者	岸 智子	南山大学 経済学部 教授	

事務局

氏名	所属	備考
玉村 雅幸	市民協働部長	令和2年度から
丸山 青朗	市民協働部長	令和元年度まで
間瀬 恵	市民協働部 青少年女性課長	
鈴木 桂子	市民協働部 青少年女性課 青少年女性係長	
寺嶋 弓恵	市民協働部 青少年女性課 青少年女性係	

※所属は、本プラン策定当時のものを掲載しています。

10 おおぶ男女共同参画プランⅥ策定の経過

令和元年度

年月日	内 容
令和元年 6月 7日	第1回審議会 ・市男女共同参画調査の実施について ・プランⅥ策定スケジュールについて
令和元年 7月	市男女共同参画調査実施
令和元年 11月 15日	第2回審議会 ・プランⅤの検証（基本課題1～4）
令和2年 1月 31日	第3回審議会 ・プランⅤの検証（基本課題5～8） ・プランⅥの基本目標案について
令和2年 3月 18日	第4回審議会 ・プランⅥの骨子案について（基本目標1～3）

令和2年度

年月日	内 容
令和2年 6月 19日	第1回審議会 ・プランⅥの骨子案について（基本目標4・5、指標案）
令和2年 8月 11日	第2回審議会 ・プランⅥ諮問 ・新愛称案について
令和2年 9月 17日	大府市議会総務委員協議会 ・プランⅥ案について説明
令和2年 9月 30日	大府市議会全員協議会 ・プランⅥ案について説明
令和2年 10月 1日～ 令和2年 10月 30日	パブリックコメント実施
令和2年 11月 19日	第3回審議会 ・パブリックコメントの実施について説明 ・プランⅥ答申 ・新愛称の決定
令和3年 3月 12日	第4回審議会 ・プランⅥ令和3年度計画の審議

11 大府市男女共同参画審議会への諮問

2大青第429号
令和2年8月11日

大府市男女共同参画審議会
会長 池田 逸夫 様

大府市長 岡村 秀人

おおぶ男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づく
行動計画の改定について（諮問）

おおぶ男女共同参画推進条例（平成15年9月25日大府市条例第20号）第9条第2項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

おおぶ男女共同参画プランVI（案）について

2大青第716号
令和2年11月19日

大府市長 岡村 秀人

大府市男女共同参画審議会
会長 池田 逸夫

おおぶ男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づく
行動計画の改定について（答申）

令和2年8月11日付け2大青第429号で諮問のありましたおおぶ男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づく行動計画の改定につきましては、慎重に審議した結果、修正案として別添のとおり答申します。

なお、改訂に伴い、下記の事項について実施するよう希望します。

記

- ・男女共同参画社会の実現に向け、その意義や必要性を広く周知し、市、市民、事業者、教育関係者が協働して取り組むことができるように、プランの実行や関連する事業の実施に努めること。
- ・本プランを着実に実行するため、定期的に進捗状況の確認及び評価を行うこと。その結果を庁内横断的に共有し、全庁的な取組を推進すること。
- ・社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ本プランの見直しを行い、現状に即したプランとすること。



おおぶ男女共同参画プランⅥ

さんかく！おおぶ

令和3年3月発行

発行

大府市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL 0562-47-2111 (代表)

ウェブサイト URL <https://www.city.obu.aichi.jp/>

編集

大府市 市民協働部 青少年女性課